



# 埼玉県報

第 2 4 9 9 号  
平成 2 5 年 6 月 1 1 日  
火 曜 日

## 目 次

### 告示

- [インターネット時事情報利用に関する契約の相手方等の公示\(情報システム課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [実験台ほかに関する入札公告\(入札課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [庄和北部土地改良区の役員就退任届\(春日部農林振興センター\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の終了\(用地課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [県道葛和田新堀線の供用の開始\(熊谷県土整備事務所\)](#)
- [県道越谷川口線の供用の開始\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県立がんセンター新病院の注射薬自動払出しシステムの調達に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県立がんセンター新病院の実験台一式の調達に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県立がんセンター新病院のIVR対応血管撮影システムの調達に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県立がんセンター新病院の治療計画CTの調達及び保守点検業務委託に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県立がんセンター新病院の無影灯・シーリングペンダントシステムの調達に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県立がんセンター新病院のICUシーリングペンダントシステムの調達に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県立がんセンター新病院の電動リモートコントロールベッド\(離床センサー機能付き低床電動ベッド\)一式の調達に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)
- [がんセンター医療情報システム運用保守業務一式に関する契約の相手方等の公示\(がんセンター\)](#)
- [小児医療センター医療情報システム運用管理業務一式に関する契約の相手方等の公示\(小児医療センター\)](#)
- [平成25年6月2日現在における選挙人名簿登録者数の50分の1、3分の1の数等\(選挙管理委員会\)](#)

# 正誤

- [埼玉県告示第752号中訂正\(社会福祉課\)](#)
- [埼玉県川越建築安全センター所長告示第89号中訂正\(川越建築安全センター\)](#)

# 告 示

埼玉県告示第八百十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年六月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
インターネット時事情報利用 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県企画財政部情報システム課企画・研修担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成25年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社時事通信社 東京都中央区銀座 5 丁目15番 8 号
- 5 契約金額  
37,800,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 1 号に該当

## 告 示

埼玉県告示第八百二十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年六月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十五年六月五日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人むつみ会
- 三 代表者の氏名  
成田 恵実
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県川越市仙波町四丁目二番地一号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障害者が充実した社会生活が送れるようさまざまな支援を行なうと共に、地域への啓発活動を通して障害者の社会参加を促進し市民との交流増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第八百二十一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十五年六月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

実験台ほか 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 納入期限

平成25年9月30日(月)

### (4) 納入場所

埼玉県衛生研究所長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。 )。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 井上・原 電話048-830-5780（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年7月26日（金）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年7月25日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年7月26日（金）午前10時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 平成25年7月26日（金）午前10時10分

#### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金



契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成25年7月10日（水）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成25年6月20日（木）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

Laboratory table and Others 1 Set

(2) Place and Date/Time Tendering and Bid Opening Will Be Held:

Place: Bidding Services Division,  
Department of General Affairs  
Saitama Prefectural Government  
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-9301  
Japan

Date/Time: Friday, July 26, 2013, 10:00 a.m.

(3) Mailing Address and Deadline for Submissions (Registered Mail Only):

Address: General Affairs・Supplies Procurement Group,  
Bidding Services Division  
Department of General Affairs  
Saitama Prefectural Government  
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-9301  
Japan

By Registered Mail: Must be received by 5:00 p.m., Thursday July 25,  
2013

In Person: Must be received by 10:00 a.m., Friday July 26, 2013

# 告示

埼玉県告示第八百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年六月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグセイムス久喜本町店

埼玉県久喜市本町一丁目一番十六号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後八時

（変更後）午前九時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分から午後八時三十分

（変更後）午前八時三十分から午後十時

ハ 変更年月日

平成二十五年六月十三日

ニ 届出年月日

平成二十五年五月二十九日

## 二 縦覧期間

平成二十五年六月十一日から平成二十五年十月十一日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年六月十一日から平成二十五年十月十一日まで

□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第八百二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年六月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コモディイイダ南鳩ヶ谷店

埼玉県川口市南鳩ヶ谷六丁目十七番九外

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時（年間六十日午前九時）から午後十時

（変更後）午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時四十五分（年間六十日午前八時四十五分）から

午後十時十五分

（変更後）午前八時四十五分から午後十時十五分

## ハ 変更年月日

平成二十五年五月三十日

## ニ 届出年月日

平成二十五年五月二十九日

## 二 縦覧期間

平成二十五年六月十一日から平成二十五年十月十一日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十五年六月十一日から平成二十五年十月十一日まで

□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第八百二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年六月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西所沢ショッピングセンター

埼玉県所沢市西所沢一丁目二番二十二号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）千九百八十平方メートル

（変更後）二千三百八十一平方メートル

ハ 変更年月日

平成二十六年一月三十日

ニ 届出年月日

平成二十五年五月二十九日

## 二 縦覧期間

平成二十五年六月十一日から平成二十五年十月十一日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年六月十一日から平成二十五年十月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第八百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年六月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友新座店

埼玉県新座市野火止八丁目十六番十三号

### ロ 変更の概要

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 四か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 四か所 位置 図面省略

## 八 変更年月日

平成二十五年六月七日

## 二 届出年月日

平成二十五年五月三十一日

## 二 縦覧期間

平成二十五年六月十一日から平成二十五年十月十一日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十五年六月十一日から平成二十五年十月十一日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課



# 告 示

埼玉県告示第八百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年六月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

清水ビル

埼玉県上尾市小泉一丁目五 一外

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社マルエツ 代表取締役 高橋恵三

（変更後）株式会社マルエツ 代表取締役 上田真

## ハ 変更年月日

平成二十五年四月一日

## ニ 届出年月日

平成二十五年五月三十一日

## 二 縦覧期間

平成二十五年六月十一日から平成二十五年十月十一日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十五年六月十一日から平成二十五年十月十一日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第八百二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年六月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

清水ビル

埼玉県上尾市小泉一丁目五 一外

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時（年間六十日午前九時）から翌午前一時

（変更後）午前九時から翌午前一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）第一駐車場（屋上） 午前九時（年間六十日午前八時）から翌午

前一時三十分

第二駐車場（平面） 午前九時（年間六十日午前八時）から午後

十時

第三駐車場（平面 身障者用） 午前九時（年間六十日午前八時）

から午後十時

（変更後）第一駐車場（屋上） 午前八時三十分から翌午前一時三十分

第二駐車場（平面） 午前八時三十分から午後十時

第三駐車場（平面 身障者用） 午前八時三十分から午後十時

## ハ 変更年月日

平成二十五年六月一日

## 二 届出年月日

平成二十五年五月三十一日

## 二 縦覧期間

平成二十五年六月十一日から平成二十五年十月十一日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

##### イ 意見書提出期間

平成二十五年六月十一日から平成二十五年十月十一日まで

##### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第八百二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年六月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・プライス東松山店

埼玉県東松山市箭弓町一 十五 十三

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）七千三百八十二平方メートル

（変更後）二千三十一平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二〇七台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一一一台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 七か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 二か所 位置 図面省略

## ハ 変更年月日

平成二十六年二月一日

## ニ 届出年月日

平成二十五年五月三十一日

## 二 縦覧期間

平成二十五年六月十一日から平成二十五年十月十一日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年六月十一日から平成二十五年十月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第八百二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年六月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コモディイイダ新所沢店

埼玉県所沢市北所沢町二千十一番地の一

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

（変更前）株式会社コモディイイダ

東京都北区滝野川七丁目二十七番地十四

（変更後）株式会社コモディイイダ

東京都北区滝野川七丁目二十三番一号

## ハ 変更年月日

平成二十四年九月一日

## ニ 届出年月日

平成二十五年五月二十九日

## 三 縦覧期間

平成二十五年六月十一日から平成二十五年十月十一日まで

## 四 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

## 五 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十五年六月十一日から平成二十五年十月十一日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第八百三十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年六月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コ モデイイダ新所沢店

埼玉県所沢市北所沢町二千十一番地の一

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時（年間六十日午前九時）から午後九時四十五分

（変更後）午前九時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時四十五分（年間六十日午前八時四十五分）から午後十時

（変更後）午前八時四十五分から午後十時

## ハ 変更年月日

平成二十五年五月三十日

## 二 届出年月日

平成二十五年五月二十九日

## ニ 縦覧期間

平成二十五年六月十一日から平成二十五年十月十一日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十五年六月十一日から平成二十五年十月十一日まで

## ロ 意見書提出先





# 告 示

埼玉県告示第八百三十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年六月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

小沢ビル

埼玉県富士見市西みずほ台二丁目三番一外

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社マルエツ 代表取締役 高橋恵三

（変更後）株式会社マルエツ 代表取締役 上田真

## 八 変更年月日

平成二十五年四月一日

## 二 届出年月日

平成二十五年五月三十一日

## 二 縦覧期間

平成二十五年六月十一日から平成二十五年十月十一日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十五年六月十一日から平成二十五年十月十一日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第八百三十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年六月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

小沢ビル

埼玉県富士見市西みずほ台二丁目三番一外

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時（年間六十日午前九時）から翌午前一時

（変更後）午前九時から翌午前一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分（年間六十日午前八時三十分）から

翌午前一時十五分

（変更後）午前八時三十分から翌午前一時十五分

## ハ 変更年月日

平成二十五年六月一日

## ニ 届出年月日

平成二十五年五月三十一日

## 二 縦覧期間

平成二十五年六月十一日から平成二十五年十月十一日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十五年六月十一日から平成二十五年十月十一日まで

□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

埼玉県告示第八百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、庄和北部土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十五年六月十一日

埼玉県知事 上田清司

## 一 就任

職名	氏名	住所
理事	筒井隆司	埼玉県春日部市立野五百四十三番地一
同	大瀧勇	同 百三番地三
同	小島繁夫	同 七百八十三番地一
同	貝塚利雄	榎九百二十一番地
同	金子敏雄	同九十番地一
同	新井孝次	倉常六十七番地
同	八木橋喜一	同 七百六十番地
同	遠藤義信	芦橋九百三十五番地一
同	橋本勝太郎	同 百十二番地一
監事	小島武雄	榎九百二十二番地
同	新井健児	倉常千七十六番地一
同	岩佐宏	芦橋百六十六番地一

## 二 退任

職名	氏名	住所
理事	筒井隆司	埼玉県春日部市立野五百四十三番地一
同	小島繁夫	同 七百八十三番地一
同	貝塚利雄	榎九百二十一番地
同	金子敏雄	同 九十番地一
同	新井孝次	倉常六十七番地
同	遠藤安男	同 五百六十四番地一
同	遠藤義信	芦橋九百三十五番地一
同	橋本勝太郎	同 百十二番地一
監事	小島武雄	榎九百二十二番地
同	新井健児	倉常千七十六番地一
同	岩佐宏	芦橋百六十六番地一

# 告示

埼玉県告示第八百三十四号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年六月十一日

埼玉県知事 上田清司

## 一 作業種別

基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」修正測量）

## 二 作業期間

平成二十五年六月二十八日から平成二十六年三月三十一日まで

## 三 作業地域

埼玉県内全域

# 告 示

埼玉県告示第八百三十五号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年六月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 作業種別

基本測量（国土調査に伴う基準点測量）

二 作業期間

平成二十五年六月十日から平成二十六年二月二十八日まで

三 作業地域

比企郡ときがわ町、秩父郡小鹿野町

# 告 示

埼玉県告示第八百二十六号

平成二十五年埼玉県告示第六十九号で公示した基本測量（空中写真撮影）は、平成二十五年三月二十九日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年六月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第八百二十七号

平成二十四年埼玉県告示第七百二十五号で公示した基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」修正測量）は、平成二十五年三月二十九日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年六月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司



# 告 示

埼玉県告示第八百三十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十五年六月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇二二 一一 〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県春日部市新宿新田字南台十四番一他五十九筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 四千三百八十七・一七立方メートル

浸透効果量 〇・〇〇九二立方メートル毎秒

# 告 示

埼玉県告示第八百二十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十五年六月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇二二 一六 〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県北本市二ツ家一丁目百二十四 一他九筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千百五十二・五四立方メートル

浸透効果量 〇・〇四二立方メートル毎秒

# 告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年六月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月十一日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 吉 田 学

葛和田新堀線	路線名
熊谷市高柳字茶屋坪七四番一九地先から同市高柳字神明坪五五番七地先まで	供用開始の区間
平成二十五年六月十一日	供用開始の期日
延長一三七・六〇メートル。 (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)	備考

# 告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年六月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 井 上 桂 一

越谷川口線	路線名
越谷市弥生町五〇五番一地先から同市弥生町五〇五番一地先まで	供用開始の区間
平成二十五年六月十一日	供用開始の期日
平成二十二年十一月五日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十一号で告示した道路区域の供用開始である。	備考

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年六月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

## 一 許可番号

平成二十四年十二月二十一日

指令川建セ第二四 一九号

## 二 検査済証番号

平成二十五年六月六日

川建セ第二五 二八号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字腰越字南五六 番一

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡小川町大字大塚四七二番地四

杉田 広大

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年六月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年二月七日

指令川建セ第二四 一二八号

二 検査済証番号

平成二十五年六月七日

川建セ第二五 三 号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字長谷字十四ノ谷一五九一番一〇三、一五九一番一〇四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町大字長谷一五九一番地九八

安原 功 安原 季位



# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年六月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年五月十六日

指令川建セ第二一 一四号

二 検査済証番号

平成二十五年六月七日

川建セ第二五 二九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字靱負字乙長谷一三八八番一、一三九番、一三九一番

一、一三九一番四、一三九一番六、一三九三番、一三九四番一、一三九六番一、

一三九六番二、一四二番、一四二番二、一四三番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都中央区明石町六番一七号

日本梱包運輸倉庫株式会社 代表取締役 黒岩 正勝

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年六月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

## 一 許可番号

平成二十五年一月二十八日

指令川建セ第二四〇〇六九〇号

## 二 検査済証番号

平成二十五年五月二十四日

川建セ第二五〇〇二〇号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字福田字大ヶ谷戸六百十九番一、字下耕地八百七十一番

一、八百七十一番四

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字福田八百七十一番地二

稲葉 裕一 稲葉 幸

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年六月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年十一月十二日

指令川建セ第二四〇〇九二〇号

二 検査済証番号

平成二十五年六月七日

川建セ第二五〇〇二三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字西打越三千十二番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市神明町一丁目九番二十二号 ダイヤモンドマンション三〇二

日置 まき子

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年六月十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

### 一 許可番号

平成二十五年五月二十三日

指令越建セ第二五〇〇〇二一号

### 二 検査済証番号

平成二十五年六月五日

越建セ第一〇二一一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛五百二十五番、五百三十七番一（宮代町道仏土地  
区画整理事業 仮換地五十七街区四画地、五画地）

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市岩槻区諏訪三一一―三十三

大賀建設株式会社 代表取締役 須賀洋介

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年六月十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

### 一 許可番号

平成二十五年五月九日

指令越建セ第二四〇〇二〇一号

### 二 検査済証番号

平成二十五年六月十日

越建セ第一〇三一一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字国納字丸屋百八十四番四、百八十七番二、百八十七

番三、百八十八番一、

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県越谷市北越谷三丁目二十三番二十五号 カーサ・リベラ二〇七

岡崎 隆聡

# 告 示

埼玉県病院事業告示第三十二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年六月十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量  
注射薬自動払出しシステム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県病院局経営管理課 入札担当  
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 13 番 3 号
- 3 落札者を決定した日  
平成 25 年 5 月 23 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社トーショー  
東京都大田区東糀谷三丁目 13 番 7 号
- 5 落札金額  
93,660,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成 25 年 4 月 9 日

# 告 示

埼玉県病院事業告示第三十三号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年六月十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇



- 1 購入等件名及び数量  
実験台 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県病院局経営管理課 入札担当  
埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 13 番 3 号
- 3 落札者を決定した日  
平成 25 年 5 月 23 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
レノバサイエンス株式会社  
東京都文京区白山二丁目 2 番 11 号
- 5 落札金額  
17,503,500 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成 25 年 4 月 9 日

# 告 示

埼玉県病院事業告示第三十四号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年六月十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量  
I V R 対応血管撮影システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県病院局経営管理課 入札担当  
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 13 番 3 号
- 3 落札者を決定した日  
平成 25 年 5 月 23 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社自治体病院共済会  
東京都千代田区紀尾井町 3 番 2 7 号 (剛堂会館内)
- 5 落札金額  
153,300,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成 25 年 4 月 9 日

# 告 示

埼玉県病院事業告示第三十五号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年六月十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量  
治療計画C T 2組及び保守点検業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県病院局経営管理課 入札担当  
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 13 番 3 号
- 3 落札者を決定した日  
平成 25 年 5 月 23 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社栗原医療器械店  
群馬県太田市清原町 4 番地の 6
- 5 落札金額  
141,618,750 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成 25 年 4 月 9 日

# 告 示

埼玉県病院事業告示第三十六号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年六月十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量  
無影灯・シーリングペンダントシステム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県病院局経営管理課 入札担当  
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 13 番 3 号
- 3 落札者を決定した日  
平成 25 年 5 月 23 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社イノメディックス  
東京都文京区小石川四丁目 17 番 15 号
- 5 落札金額  
105,000,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成 25 年 4 月 9 日

# 告 示

埼玉県病院事業告示第三十七号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年六月十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇



- 1 購入等件名及び数量  
I C Uシーリングペンダントシステム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県病院局経営管理課 入札担当  
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 13 番 3 号
- 3 落札者を決定した日  
平成 25 年 5 月 23 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社栗原医療器械店  
群馬県太田市清原町 4 番地の 6
- 5 落札金額  
23,100,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成 25 年 4 月 9 日

# 告 示

埼玉県病院事業告示第三十八号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年六月十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量  
電動リモートコントロールベッド（離床センサー機能付き低床電動ベッド）  
一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県病院局経営管理課 入札担当  
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 13 番 3 号
- 3 落札者を決定した日  
平成 25 年 5 月 23 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社栗原医療器械店  
群馬県太田市清原町 4 番地の 6
- 5 落札金額  
126,892,500 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成 25 年 4 月 9 日

# 告 示

埼玉県病院事業告示第四十号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年六月十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量  
医療情報システム運用保守業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県立がんセンター事務局業務部  
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室818番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成25年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本電気株式会社関東甲信越支社  
埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目10番17号
- 5 契約金額  
97,335,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当

# 告 示

埼玉県病院事業告示第四十一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年六月十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量  
小児医療センター医療情報システム運用管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県立小児医療センター事務局業務部医事・経営担当 埼玉県さいたま市岩槻区大字馬込 2 1 0 0 番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成25年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本電気株式会社 東京都港区芝 5 丁目 7 番 1 号
- 5 契約金額  
26,606,790円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

# 告 示

埼玉県選管告示第六十号

平成二十五年六月二日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十五年六月十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一一七、六七五人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八三五、四六六人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区

六五、二四六人

南第二区

一四三、二二五人

南第三区

二三、二五六人

南第四区

三八、二〇四人

南第五区

三〇、五六二人

南第六区

四二、七三七人

南第七区

二五、九三二人

南第八区

二五、三一人



南第九区	三九、九五二人
南第十区	四六、九一〇人
南第十一区	三〇、一七九人
南第十二区	三〇、四九五入
南第十三区	六一、四五九人
南第十四区	三一、九四四人
南第十五区	一九、〇九四人
南第十六区	三〇、五一七人
南第十七区	一九、四八〇人
南第十八区	四三、五七〇人
南第十九区	一九、四八四人
南第二十区	三二、九九五人
南第二十一区	三四、八〇七人
南第二十二区	二〇、九四八人
西第一区	九三、七二二人
西第二区	四〇、六七四人
西第三区	二二、五六八人
西第四区	四二、八五八人
西第五区	一五、六九六人
西第六区	二九、〇七七人
西第七区	二三、七二四人
西第八区	九三、七八二人
西第九区	一五、六一八人
西第十区	一三、四四八人
西第十一区	二七、二二六人
西第十二区	一八、九四一人
西第十三区	一一、八四九人
西第十四区	二四、三五三人
西第十五区	二六、九五九人
北第一区	一八、四二〇人
北第二区	一二、一八五人
北第三区	一五、三〇四人
北第四区	二一、四二七人
北第五区	四九、〇一四人

北第六区  
東第一区  
東第二区  
東第三区  
東第四区  
東第五区  
東第六区  
東第七区  
東第八区  
東第九区  
東第十区  
東第十一区  
東第十二区  
東第十三区  
東第十四区  
東第十五区

五五、二一五人  
二三、四四六人  
一五、二五五人  
一八、七八〇人  
一五、二〇四人  
一九、三五九人  
一七、五九二人  
二八、八八九人  
五五、二六一人  
八八、六九四人  
二二、二四九人  
三六、四一二人  
一七、六七四人  
一四、九八五人  
三一、四六三人  
一七、七四三人

# 正 誤

埼玉県告示第七百五十二号（平成二十五年五月三十一日第二千四百九十六号）中

訂正

ページ

表中

行

三

サービスの種類

前から十一

誤

訪問介護

正

訪問看護

ページ

表中

行

三

サービスの種類

前から十二

誤

介護予防訪問介護

正

介護予防訪問看護

## 正 誤

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十九号（平成二十五年五月三十一日第  
二千四百九十六号）中訂正

ページ 表中 行

二 位置 前から九から十まで

誤

埼玉県坂戸市関間四丁目九十七 十七から埼玉県坂戸市関間四丁目百九 五まで

正

埼玉県坂戸市関間四丁目九十九 十七から埼玉県坂戸市関間四丁目百九 五まで